

会 長 談 話

令和2年（2020年）7月20日

福岡県弁護士会会長 多 川 一 成

令和2年7月17日、当会所属の中山栄治会員が道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で在宅起訴されました。中山会員は、令和元年12年17日、知人と行ったゴルフ場で飲酒した上で、知人が運転する車で帰宅し、短時間休憩した後、午後5時40分頃、自ら車を運転したという被疑事実で福岡地方検察庁に事件送致されました。

当会としては、社会が飲酒運転の撲滅を目指して取り組んでいる中で、所属する会員がこうした事件を起こしてしまったことは残念でなりません。飲酒運転は、それ自体が極めて危険な行為で、決して許されるものではなく、今回の件は当会としても極めて遺憾に存じています。

当会におきまして、今後二度とこうした事件が起こることがないように、改めて全会員への注意喚起を徹底し、市民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上